

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成9年12月町田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者があることを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者があることを要しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(6) 略</p> <p>3・4 略</p>

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。